

分担金取扱い要領

この取扱要領は、加古川市水道事業給水条例第 23 条の 2 及び加古川市水道事業給水条例施行規程第 14 条の 2 の(2)に規定した内容を詳細明記することを目的とする。

1. 分担金の徴収

(1) 分担金を徴収する場合

分担金は給水装置の新設または増径(メータ口径の増径をいう)をするとき工事申込者から徴収する。

1) 新 設

給水装置を新設する場合は、メータの口径に応じた分担金を徴収する。

2) 増 径

メータの口径を増径する場合は、新メータの口径(以下「新口径」という)の分担金と旧メータの口径(以下「旧口径」という)の分担金の差額を徴収する。

また、既設の給水装置を撤去し、別な箇所を増径して、給水装置を新設するときも同様とする。

3) 統 合

既設の 2 個以上の給水装置を 1 個に統合する場合において、新口径の分担金が旧口径の分担金の総額より大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金を徴収しない。なお、差額は還付しない。

4) 分 割

1 個の給水装置を 2 個以上の給水装置に分割する場合(口径が分割可能な場合)において、新口径の分担金の総額が旧口径の分担金より大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金は徴収しない。なお、差額は還付しない。

5) 数戸給水のメータの廃止

1 個のメータで数戸を給水しているものがこのメータを廃止し建て替える場合において、旧口径の分担金より新口径の分担金の総額が大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金を徴収しない。なお、差額は還付しない。

ただし、1 個のメータで数戸を給水しており各戸数分の分担金を既納している場合は、現戸数分のメータ口径分担金の総額より新口径の分担金の総額が大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金を徴収しない。なお、差額は還付しない。

6) 受水槽式の廃止(分担金制度施行以前)

受水槽式で親メータを廃止し建て替えて各戸検針各戸徴収契約を締結する場合において、親メータの旧口径の分担金より新口径の分担金の総額が大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金は徴収しない。なお、差額は還付しない。

7) 受水槽式の廃止(分担金制度施行後)

- i) 受水槽式で親メータを廃止し、各戸にメータを設置する場合、または建て替える場合において、親メータの旧口径の分担金より新口径の分担金の総額が大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金は徴収しない。なお、差額は還付しない。
- ii) 各戸検針各戸徴収契約を締結している受水槽式の建物及び各戸数分の分担金を納入し遠隔検針にて各戸検針している受水槽式の建物を建て替える場合において、現戸数分のメータ口径の分担金の総額より新口径の分担金の総額が大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金は徴収しない。なお、差額は還付しない。

8) 市内転居

既設の給水装置を撤去し、別な箇所に2個以上の給水装置を新設する場合において、旧口径の分担金より新口径の分担金の総額が大きいときはその差額を徴収し、小さいときは分担金を徴収しない。なお、差額は還付しない。

9) 簡易水道等統合

メータが設置されていない簡易水道及び専用水道(以下「簡易水道」という)が上水道に統合する場合は原則としてメータ口径φ13として統合し、メータが設置されている簡易水道等が上水道に統合する場合は、設置されているメータ口径で統合する。統合したメータ口径を増径するときは、新口径と旧口径の分担金の差額を徴収する。

10) その他

上記以外の場合については、局と協議のうえで徴収を決定する。

(2) 分担金を徴収しない場合

- 1) 給水装置の所有者が、同じ敷地内に同じ口径で、給水装置を改造するとき。
- 2) 給水装置の所有者が、同じ敷地内に減径して給水装置を改造するとき。
なお、差額は還付しない。
- 3) 既設の給水装置を撤去し別な箇所で同じ口径で給水装置を新設するとき。
- 4) 既設の給水装置を撤去し別な箇所で減径して給水装置を新設するとき。
なお、差額は還付しない。
- 5) 簡易水道が上水道に統合する際、現に当該簡易水道等から給水を受けているとき。
- 6) 集合住宅等で複線給水装置を各戸別にメータを取り付けて各戸給水装置とするとき。
(分担金制度施行以前のもの)

2. 分担金の徴収時期等

分担金は給水装置の新設工事または増径工事の申込みの際に徴収する。なお、分担金を相殺する場合には撤去工事申請及び廃止届けを同時に申請することが条件である。

3. 分担金の額

加古川市水道事業給水条例第23条の2に規定した金額である。

4. 分担金の還付

既納の分担金は、次の各号に掲げる場合を除いて還付しない。

また、既設のメータ口径を減径する場合も還付しない。

- (1) 給水装置工事の完了前に工事申込みの取消しをしたとき。
- (2) 給水装置工事の完了前に設計変更により減径となり、分担金の額に変更を生じたとき。
- (3) 管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

5. 分担金制度施行前の申込者の取扱い

昭和47年4月1日以前に着工したものについては、各戸の給水装置に設置したメータ口径の分担金を徴収したものとみなして、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。